

# 特集① 家庭の節電

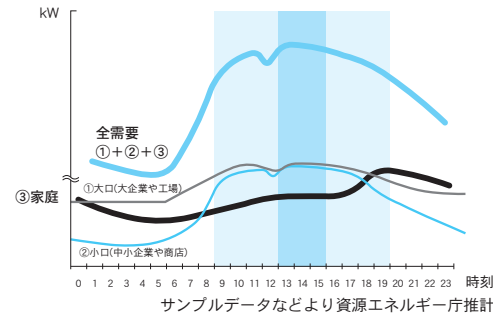
# 節電から始めよう エコライフ!!

省エネ・節電について詳しくは、環境衛生課（内線413）へ。

今夏も全国的に電力不足が懸念されており、日常生活の中での節電が求められています。私たちの住む地域の節電目標は5%以上の削減。この5%のために私たちには何ができるのでしょうか。右のグラフをご覧ください。家庭の電力需要をまとめたものです。特に電気消費量が多いのは、エアコン、冷蔵庫、照明、テレビの4つです。今回の特集では、こうした家電製品を上手に使った節電方法などを紹介します。

## 1日の電力使用の特徴

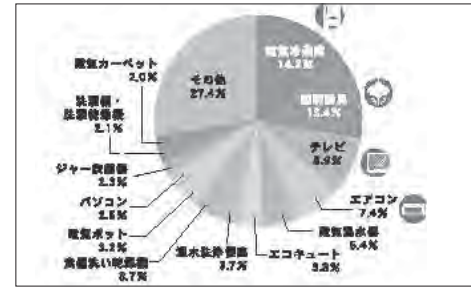
＜夏の一日の消費電力量の推移＞



左のグラフは、大口の事業所（大企業や工場）・小口の事業所（中小企業や商店）・家庭の別に、1日の電力消費の推移を表したものです。事業所と家庭を合わせた電力消費は、午前9時から午後8時に高い推移を示し、特に午後1時から午後4時にピークを迎える傾向があります。節電により家庭での消費電力を抑えることは、環境（エコロジー）にも、お財布（エコノミー）にも優しいエコライフへとつながります。各家庭では、次の7つのポイントを参考に、節電にご協力ください。

**エコな節電** ピーク時の13:00～16:00が重要!

## ＜家電製品別の消費電力量の比較＞



出典：資源エネルギー庁ホームページ  
～家庭の省エネ大辞典2012版より抜粋～

## 家庭でできる節電、7つのポイント

- ① **こまめにスイッチオフ!**
  - 冷房やテレビ、照明などの家電製品は、必要のないときは、こまめにスイッチを切りましょう。
  - 忘れがちなのがパソコン。スリープではなく、しっかりと電源を切ってください。
- ② **待機電力を削減!**
  - 電化製品は、コンセントがつながっていれば待機電力を消費します。長時間外出するときは、プラグを抜くか、スイッチ付きタップを活用しましょう。
- ③ **エアコンで節電!**
  - フィルターの掃除はこまめにしましょう。2週間に一度が目安です。
  - 冷房の室温は28℃に設定。扇風機を併用し、風向きを調節して室内に冷気を循環させましょう。
- ④ **冷蔵庫で節電!**
  - 開閉が多いと冷気が逃げてしまいます。開いている時間を短く、不要な開閉は控えましょう。
  - 詰め込みすぎは避けましょう。冷気の流れが悪く

- なり、効率が悪くなります。
- ・傷んだパッキンは取り替えましょう。冷気が漏れて電気のムダ使いになります。
- ⑤ **照明で節電!**
  - 点灯時間は短く。不要なときはスイッチオフ。
  - 照明器具を掃除して明るさを維持しましょう。
  - LEDや省エネ型の照明機器を利用しましょう。
- ⑥ **テレビで節電!**
  - 画面を掃除しましょう。明るさを落としても快適に視聴することができます。
  - 音量は大きくすぎないようにしましょう。
  - 画面モードは省エネモードに切り替えましょう。
- ⑦ **こんなところで節電!**
  - 【台所】炊飯器や電気ポットの保温は控え、必要な時に電子レンジや、やかんを使いましょう。食器洗浄機は、汚れを取り除いた後、節電モードで。
  - 【トイレ】温水洗浄の温度設定は低めに。
  - 【洗濯】まとめ洗いで洗濯回数を減らす工夫を。乾燥機は使わず、外で干しましょう。
  - 【お風呂】自動保温や追い焚きをできるだけやめましょう。

### 消灯で暮らしを見つめなおそう ライトダウンジャパン2012

地球温暖化防止のため、2003年から行われてきた「ライトダウン」キャンペーン。これは、不要な明かりを消すことで、明かりがある生活に慣れた私たち一人ひとりが、日ごろいかに多くの照明を使っているのかを実感し、日常生活の中で省エネ意識を持つことを目的としています。

10周年を迎える今年は、「ライトダウンジャパン2012」と題し、6月21日から7月7日まで、「でんきを消して、未来をみつめよう」をスローガンに実施されます。

大垣市では、大垣駅南口広場や大垣公園などの市有施設におい

て、防犯の妨げとならないよう配慮しながら、夜間照明の点灯時間を短縮します。皆さんも、キャンペーン期間は不要な明かりは消灯するなど、ご協力をお願いします。また、特に消灯をお願いする日として特別実施日が、下記のとおり設けられています。

**特別実施日** 6月21日(木) 夏至ライトダウン  
7月7日(土) セタライトダウン

ご家庭でもライトダウンを実施していただくことで、地球温暖化防止やエコライフについて思いをめぐらせてみませんか。詳しくは、環境衛生課（内線413）でお尋ねください。

# 特集② 7月9日～ 住民基本台帳制度が 変わります!

## 住基カードを持っている皆さんへ

● **住基カードの利便性が向上します**

これまで、他の市町村へ引っ越し（転出）するときは、住民基本台帳カード（住基カード）を返納し、改めて転入先の市町村で交付申請の手続きが必要でした。7月9日からは、転入先の市町村窓口で提出して所定の手続きを行うと、カード裏面に新住所が記載され、それまでの住基カードが引き続き利用できるようになります。\*ただし、7月8日までに作成した住基カードは、転入先の市町村で証明書自動交付機の利用等のサービスが受けられない場合があります。

## 外国人の皆さんへ ～新たな登録制度が始まります～

- **住民登録制度が変わります**
- **「外国人登録原票記載事項証明書」が発行できなくなります**
- **「在留カード」「特別永住者証明書」に切り替わります**



在留資格	年 齢		新しい証明書 (切替手続先)
	16歳以上	16歳未満	
中长期在留者	永住者 平成27年7月8日まで (3年)	次のいずれか早い日まで ①平成27年7月8日 ②16歳の誕生日	在留カード (地方入国管理局)
	永住者以外	次のいずれか早い日まで ①平成27年7月8日 ②在留資格の満了日 ③16歳の誕生日	
特別永住者	次のいずれか早い日まで ①平成27年7月8日 ②次回確認日(最長7年)	16歳の誕生日まで	特別永住者証明書 (窓口サービス課)

**問合せ**

- ◇住民基本台帳制度/窓口サービス課 (内線444～447)
- ◇在留管理制度/外国人入国総合インフォメーションセンター (☎0570-013904、IP電話・PHS ☎03-5796-7112)、名古屋入国管理局 (☎052-559-2150)

7月9日から、法律の改正により住民基本台帳制度が変わります。併せて外国人登録制度が廃止され、新しい在留管理制度がスタート。これにより、住民基本台帳カードの利便性が向上するほか、外国人の皆さんの住民票が作られるようになります。今回の特集では、新制度の主な変更ポイントについて紹介します。

- **継続利用するための手続きは?**
- **公的個人認証サービス(電子証明書)は?**



- **住所変更の手続きが変わります**
- **氏名の表記方法は?**
- **手続きの窓口**

◆住所の変更に関する届け出  
◆特別永住許可、特別永住者証明書の変更や再交付などの申請  
◆在留カードの記載事項の変更や再交付などの申請  
◆在留資格の変更、在留期間の更新の申請

\*7月9日以後は、地方入国管理局に届け出をすれば、市役所への届け出の必要はありません。